

石川県金沢市 熱中症対策庁内連絡会の設置

- 熱中症対策を強化するため、関係する各課所等と連携し協力体制の整備と積極的な取組の推進を行うことを目的として、新たに「**熱中症対策庁内連絡会**」を設置、庁内関連部署24課で構成

局	課	関連業務
都市政策	企画調整課	局内に関する対応
	広報広聴課	広報に関する対応（ホームページ・LINE等）
総務	総務課	局内に関する対応、庁舎管理に関する対応
文化スポーツ	文化政策課	局内に関する対応、文化・芸術施設に関する対応
	スポーツ振興課	スポーツ関連施設等に関する対応
経済	産業政策課	局内に関する対応
農林水産	農業水産振興課	局内に関する対応、農林・水産に関する対応
市民	市民協働推進課	局内に関する対応、町内会・市民団体に関する対応
福祉健康	福祉政策課	局内に関する対応、高齢者等に関する対応
	生活支援課	救護施設等に関する対応
	介護保険課	介護施設等に関する対応
	障害福祉課	障害者施設等に関する対応
	福祉健康センター総務課	福祉健康センター業務に関する対応
こども未来	子育て支援課	局内に関する対応
	保育幼稚園課	保育園、幼稚園等に関する対応
環境	環境政策課	局内に関する対応
	ゼロカーボンシティ推進課	脱炭素、地球温暖化対策に関する対応
都市整備	都市計画課	局内に関する対応
土木	道路建設課	局内に関する対応
教育委員会	教育総務課	局内に関する対応
	学校指導課	小中学校に関する対応
危機管理	危機管理課	熱中症による被害発生時の対応
病院	市立病院	熱中症患者の対応
消防	警防課	熱中症患者の救急搬送に関する対応

事務局

健康政策課

熱中症対策の全体統括、健康管理等

第1回熱中症対策庁内連絡会を開催

（令和6年6月27日）

○気候変動適応法の主な改正内容（熱中症特別警戒アラートの新設、クーリングシェルの指定等）の確認

○市民や関連団体への熱中症予防の周知・啓発等に各部局が連携して取り組むことができるよう役割や熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートに係る発表時の体制を確認

石川県金沢市 熱中症対策庁内連絡会の設置

会議体制の設置基準

- ① **熱中症警戒アラート**が頻繁に発表される場合：「**熱中症対策庁内連絡会**」を開催
- ・健康被害が拡大しないよう、各部署の役割を確認
 - ・市民や関係団体等へ注意喚起や情報提供を実施
- ② **熱中症特別警戒アラート**が発表された場合：「**安全安心政策会議**」を開催
- ・市民や関係団体等への注意喚起
 - ・部活動やイベント開催に伴う熱中症対策の確認・徹底（状況に応じて中止・延期等の判断実施）

事態レベル	判断基準	会議体制
1	熱中症警戒アラート が頻繁に発表	[新設]熱中症対策庁内連絡会
2	熱中症特別警戒アラート の発表時	安全安心政策会議
3	熱中症特別警戒アラート の発表後、 大規模な健康被害が発生（切迫）し、 災害応急対策の必要がある場合	金沢市熱中症対策本部